

全ト協発第582号(環)

令和2年2月5日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



**事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策
に対する取り組みについて**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車事故調査委員会が公表した「事業用自動車事故調査報告書」について、周知の依頼文書が発出されました。

つきましては、今後同種の事故を未然に防止するため、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ再発防止に積極的に取り組まれるよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(参考)

○国土交通省報道発表 HP : http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000406.html

※本件につきましては、全ト協HPもリンク掲載いたします。

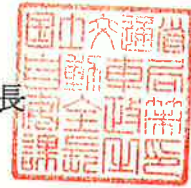
(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話 : 03-3354-1045 FAX : 03-3354-1019

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が、下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今回公表された3件の事案については、①運転者が事故前日から体調不良を感じていたにもかかわらず運行を継続したこと（別添1の事案）、②運転者がSASのスクリーニング検査で経過観察と判定されていたにもかかわらず、事業者はその後のフォローを行わずに運転させていたこと（別添2の事案）、③運転者が以前より日中眠気を感じていたが、運行管理者が運転者の健康管理等を十分行っておらず、事故後に当該運転者は重度のSASであることが判明したこと（別添3の事案）等の特徴が挙げられているところです。

今後、同種の事故を未然に防止するため、貴会傘下事業者に対し、同報告書において提言のあった再発防止策について、別紙を参考にさせていただき、積極的に取り組むよう周知・啓発していただくとともに、国土交通省が策定した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」等を活用し、輸送の安全に万全を期すよう併せて周知方お願いいたします。

記

〔特別重要調査対象事故〕

- ・大型トラックの追突事故（愛知県岡崎市）：別添1

〔重要調査対象事故〕

- ・中型乗合バスの衝突事故（世田谷区）：別添2
- ・タクシーの衝突事故（長崎県平戸市）：別添3

※ 事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

事業用自動車事故調査報告書 概要

～大型トラックの追突事故～

(愛知県岡崎市)

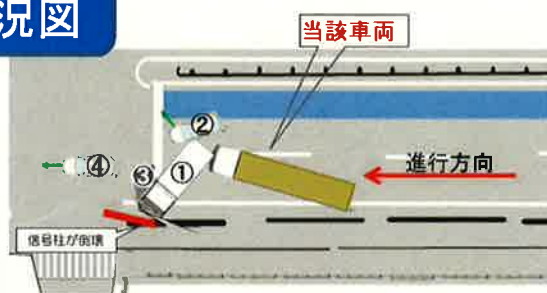
事故概要

平成30年2月15日7時45分頃、愛知県岡崎市の国道1号下り線において、大型トラックが自動車部品約3,000kgを積載して走行中、交差点手前において赤信号で停止していた車列の最後尾の普通トラックに追突し、合計6台の車両が関係する多重衝突事故が発生した。

この事故により、軽乗用車の運転者が死亡、普通トラックの運転者が重傷、その他、普通乗用車の運転者2名及び軽乗用車の同乗者の合計3名が軽傷を負った。



事故状況図



原因

- 大型トラックの運転者が、事故前日から続く体調不良を感じたまま運転を継続し、信号待ちで停止している車列に気が付くのが遅れ、ブレーキ操作やハンドル操作をすることなくこれらの車列に衝突して発生した。
- 当該事業者は、同運転者の出庫がほぼ毎日3時頃と早いため、約2ヵ月前から始業点呼を行っていない。事故当日も始業点呼を行わず、**同運転者は前日から体調不良を感じていたにもかかわらず運行管理者はこれに気付くことがないまま**、同運転者が運行を開始したことが事故の原因であると考えられる。
- 運転者は、運行途中で体調が悪化していることを感じていたが、当該事業者の指定給油所が約7km先にあり、運転を継続した。この時点で速やかに車両を安全な場所に止め、運行管理者に連絡を取るなどの危険回避行動をとっていれば事故を回避することができた可能性が考えられる。

再発防止策

- 事業者は、持病がなく、過労が見られない運転者であっても、**体調不良により事故を起こす可能性があることを認識**すること。運行管理者に対し、運転者が運行前に体調不良や著しい疲労を感じた場合には遠慮することなく運行管理者等に報告し、無理に運行を開始することがないよう指導を徹底すること。
- 事業者は、運転者が乗務前に**体調異変**が生じた場合に運行管理者に対して**申告しやすいような職場環境を整備**すること。
- 事業者は、運行管理者に対し、運転者が**運行中に体調不良等**になった場合は、**車両を速やかに安全な場所に停止**させ、**体調不良の状況を運行管理者に連絡して指示を受ける**ことを徹底すること。また、体調不良等になった場合に、次の休憩地点等まで近い等の理由で運転を続けることは、絶対に行わないよう徹底させること。

【別紙】大型トラックの追突事故(愛知県岡崎市)

(概要)

平成30年2月15日午前7時45分頃、大型トラックが交差点手前で赤信号で止まっていた車列に、ブレーキやハンドル操作をすることなく追突、合計6台が絡む多重衝突事故が発生。



(背景)

○運転者は事故前日から体調不良で、事故前夜に事業者の役員に電話、当該役員より事故当日の運行は午前9時に交代できる旨の連絡があり、運転者も、午後には病院に行けると思い、「大丈夫です。」と回答。

○当該事業者は、同運転者の出庫が、ほぼ毎日午前3時頃と早いため、約2ヶ月前から、同運転者に対する始業点呼を実施していなかった。

○事故当日、運転者より運行管理者に電話したが、自身の体調について報告せず、上記役員も、運行管理者に運転者の健康状況について連絡するのを失念。

○運転者は、運行途中に体調が悪化していることを感じていたが、「30分ほど走った先にある給油所で休める。」と自己判断、そのまま運行を継続。



(再発防止策)

○運転者は、運行途中に体調不良を感じた場合は、休憩場所が近い等の理由で運行を続けることは絶対にせず、速やかに車両を停止させ、運行管理者に報告し、運行管理者の指示を仰ぐよう徹底しましょう。

○事業者は、運転者が体調不良等を申告しやすい職場環境を整備しましょう。

